

## U7+アライアンス 平和と安全保障に関する東京声明（仮訳）

---

### 平和と安全保障のためのイノベーションを促すエンジンとしての大学

2023年3月13日

1. グローバルな大学による U7+アライアンスは、G7 のアジェンダに賛同しグローバルな課題に取り組む5大陸の40以上の大学のアライアンスです。私たち U7+アライアンスの学長は、教育、研究、社会貢献を通じて、より平和で安全な世界を作り出すために協力して取り組んでいます。
2. 2023年5月に広島で G7 が開催されますが、世界は平和と安全保障に対する重大な挑戦に直面しています。世界の多くの地域において、国際法および人道法を無視した武力紛争または紛争の脅威が、人権侵害および新たな安全保障上の脅威へとつながっています。特に、この世代において初めて核兵器の公然たる脅威が顕在化していることに留意しなければなりません。女性や少女、LGBTQ+、その他の社会から疎外されたグループに対する暴力も、多くの地域で最も深刻な安全上の脅威です。
3. 世界は戦争における大きなイノベーションを経験してきました。今こそ平和と安全保障におけるイノベーションの時です。暴力がない、あるいは暴力の脅威がないという意味の従来の消極的平和の概念は、積極的な平和が必要だという認識によって置き換えられつつあります。積極的な平和とは、堅固な制度、経済的安定性、社会的包摂など、持続可能な平和につながるパターンとプロセスについての包括的、長期的、複合的な理解です。
4. 大学は、研究、教育、国際交流を通じて、平和と安全保障のためのイノベーションを起こすことができるユニークな立場にあります。U7+アライアンスは、G7 加盟国および非加盟国のトップ研究大学による強力な多国間連携を有しており、従来の地政学的障壁を越えて新たな解決策を生み出すことができます。

#### 私たちのコミットメント：平和と安全保障のためのイノベーションを促すエンジンとなるために

5. 私たちは、平和と安全保障を優先・推進するため、4つの重要な分野において大学アライアンスとして協力します。
  - A. 次世代を担うリーダーの育成
    - a. 私たちは、各大学の事情に応じた方法で、紛争の原因や平和構築の方法について学ぶ機会を学生に提供し、特にグローバル・サウスの加盟大学について配慮しながら互いの活動を支援し、この分野における私たちのカリキュラムの提供について定期的に報告し合います。
  - B. より平和で安全な世界のための研究
    - a. 私たちは、平和と安全保障に関する研究における学問の自由に取り組みます。

- b. 私たちは、平和と安全保障に関する研究を支援し、政策立案者や一般市民と研究成果を共有します。
  - c. 私たちは、人工知能のようなデュアルユース技術の規制を含む、研究倫理と研究セキュリティに関する知見を加盟大学間で共有します。
  - d. 私たちは、ジェンダーの視点を主流に据え、平和と安全保障に関する学際的視野を支援し、この分野の多様化に取り組みます。
- C. 紛争で避難を余儀なくされた人々への機会の創出
- a. 私たちは、紛争、迫害、人道的危機によって避難を余儀なくされた学生や学者に、私たちのキャンパスで教え、学ぶ機会を提供します。
- D. 公的かつ多国間のエンゲージメント
- a. 私たちは、G7 および紛争予防に従事する国連機関との協力関係を強化します。
  - b. 私たちは、平和と安全保障の問題について人々の理解を増進させるために努力します。

#### G7 首脳へのコミットメントの要請

6. 私たちは、G7 首脳が U7+アライアンスと協力し、4つの重要な分野において、平和と安全保障を優先・促進させることを求めます。
- A. あらゆるレベルでの平和と安全に関する教育への投資
- a. G7 政府は、ビザや金銭的な障壁を軽減することにより、世界規模での学生の流動性を高めるために大学と協力し、国境を越えた異文化理解をいっそう育む教育に投資すべきです。
  - b. G7 政府は、紛争地域における教育や、紛争によって避難を余儀なくされた人々の教育へのアクセスに新たな資源を振り向けるべきです。
- B. 平和と安全保障に関する政策への最新の研究成果の反映
- a. G7 首脳は、セミナーや会議を共同で開催し、平和と安全保障に関する問題について研究大学と政府との間で頻繁に多国間対話を行うべきです。最新の研究を政策に反映させるための新たな機会を共に創出することができます。
- C. 平和と安全に関する考え方の多様化
- a. より多くの女性、若者、文化的少数者、そしてグローバル・サウスからの声、さらにはより多くの分野の視点を、高度な政策議論に取り入れることが重要です。
- D. 学問の自由と言論の自由の擁護
- a. 民主主義国の政府は、教育・研究機関における学問の自由を支持し、平和と安全保障をめぐる政策課題についての開かれた議論を保護し、国内外からの圧力から研究者や学生を保護する政策を追求すべきです。